

避難行動要支援者の 避難行動支援に係る 取組状況の調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、犠牲者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、また、障害者の死亡率については、被災住民全体の死亡率の2倍程度ありました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿（※1）を活用した実効性のある避難支援がなされるよう規定されました。

これにより、避難行動要支援者（※2）の円滑かつ迅速な避難の確保のため、市町村に対し、主に以下のことが義務づけられました。

- （1） 要介護状態区分、障害支援区分等を考慮したうえで、避難行動要支援者の要件を設定し避難行動要支援者名簿を作成すること
- （2） 避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者（※3）へ名簿情報を提供すること

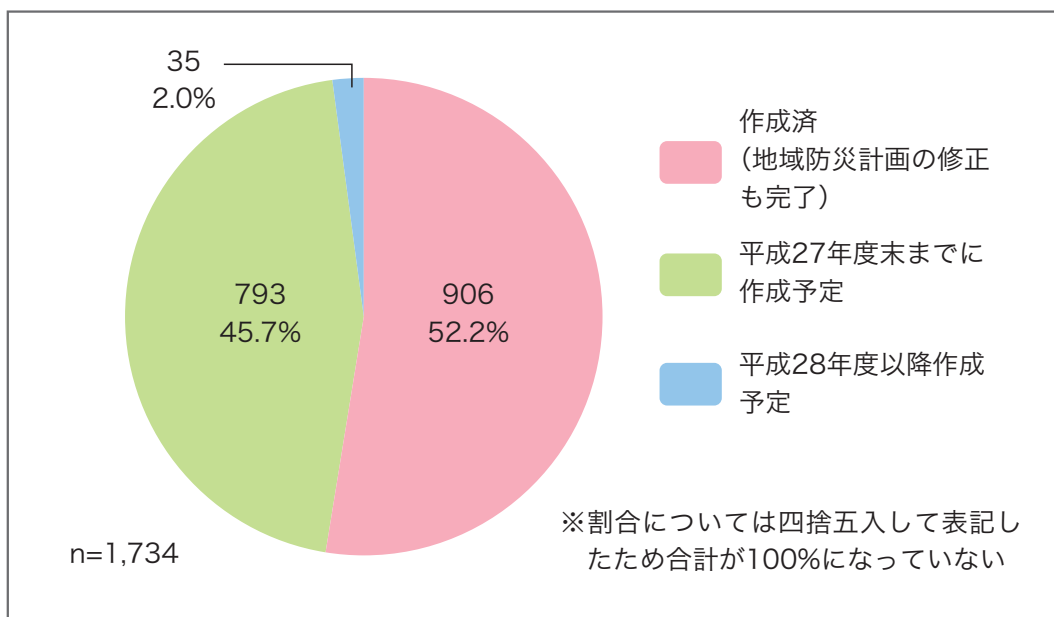
消防庁では、法改正後の各市町村の取組状況を把握するため、平成27年4月1日時点で調査を実施し、結果を取りまとめました。

2 調査結果

（1）避難行動要支援者名簿の作成状況

平成27年4月1日現在で、調査対象市町村（1,734団体）のうち52.2%（906団体）が作成済であり、平成27年度末までに98.0%（1,699団体）が作成済となる予定です【図1】。

【図1】



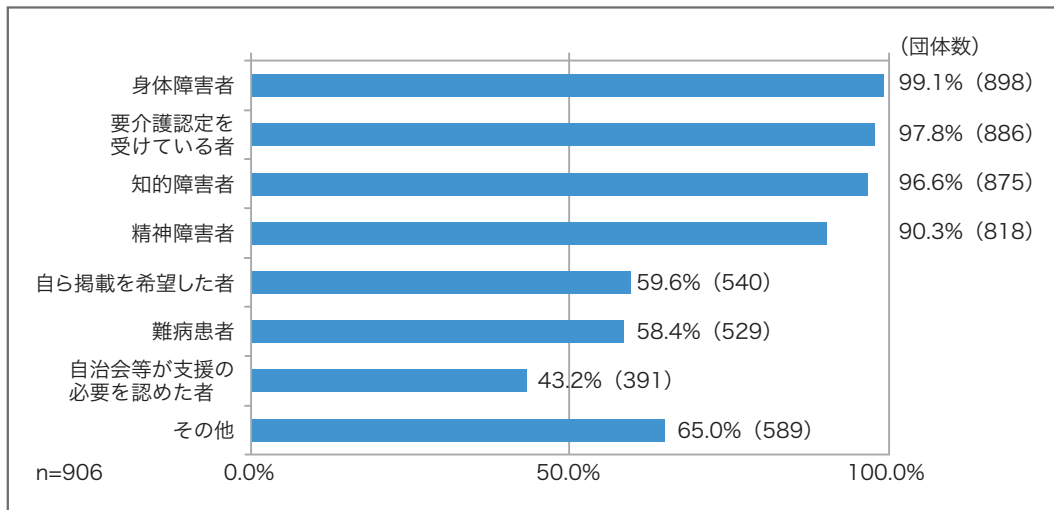
(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

名簿作成済の906団体のうち、名簿に掲載する者として、身体障害者を挙げている団体は99.1%と最も多く、以下、要介護認定を受けている者97.8%、知的障害者96.6%の順となっています【図2】。

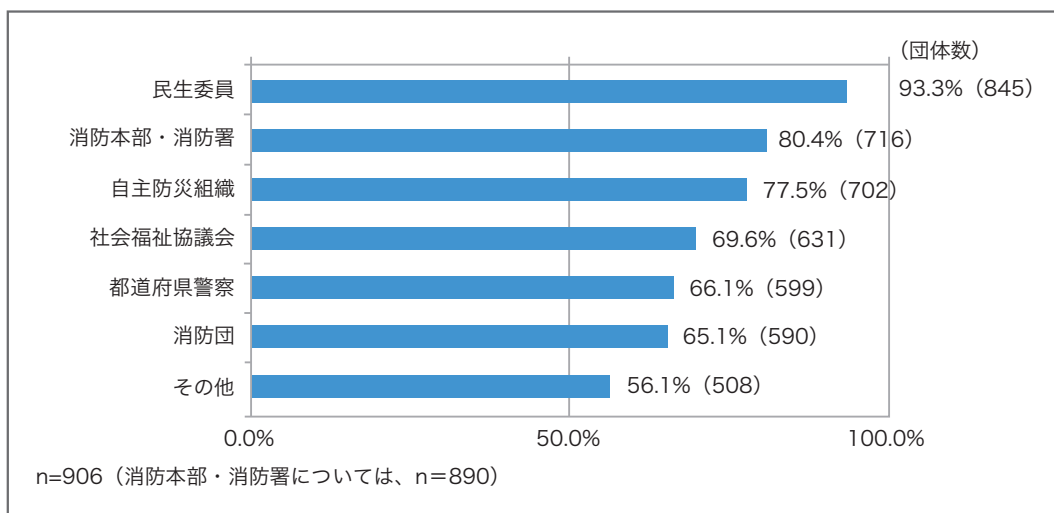
(3) 平常時における名簿情報の提供先

名簿作成済の906団体のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体は93.3%と最も多く、以下、消防本部・消防署80.4%、自主防災組織77.5%の順となっています【図3】。

【図2】



【図3】



(参考)

※1 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別等が記載され、災害時に避難支援等関係者が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの

※2 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

※3 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係
TEL: 03-5253-7525